

かわでん企業行動憲章

企業は、公正かつ自由な競争を通じて利潤を追求する経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な付加価値と雇用を創出するとともに、自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担います。

そのため、私たち かわでんの役員及び従業員は、永年培ってきた「KAWADEN」ブランドに責任と誇りをもって日々の業務を実践し、国の内外において、次に掲げる原則に基づき、関係法令、国際規範及びその精神を遵守するとともに、持続可能な社会の発展に向けて、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていきます。

Ⅰ．企業行動原則

（持続的経済成長に向けたイノベーション）

1. 「電気に生きる－電気とともに発展する社会と共生し、人々の暮らしに 貢献する」という創業理念に則り、社会的に有用で安全な製品・サービスを開発・提供し、持続可能な経済成長と社会的な課題の解決を図ります。

（お客様との信頼関係）

2. お客様に対して、製品・サービスに関する高度な安全性を提供するとともに、適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得します。

（公正な情報開示とステークホルダーとの建設的対話（エンゲージメント））

3. 企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図ります。

（公正な事業活動）

4. 公正かつ自由な競争、適正な取引及び責任ある調達を行います。また、政治、行政との健全な関係を維持します。

（人権の尊重と働きがいのある職場環境の整備）

5. すべてのステークホルダーの人権を尊重するとともに、従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を重視することで、差別やハラスメントのない健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備します。

（環境問題への取組）

6. 環境問題への取組は人類共通の課題であり、企業の存続と活動に必須の要件として、積極的かつ主体的に行動します。

(社会の発展への貢献)

7. 「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、豊かで住みよい持続可能な社会の発展に貢献します。

(危機管理の徹底)

8. 市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底します。

(経営トップによる本憲章の徹底)

9. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効性のあるガバナンスを構築して社内に周知徹底を図るとともに、サプライチェーンにも本憲章の精神に基づく行動を促します。また、本憲章の精神に反し、社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップ自らが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たします。

II. 行動指針

私たち かわでんの役員及び従業員のすべては、公正かつ適正な事業活動を通じ、お客様に有用で安全な最高品質の製品・サービスを提供するとともに、かわでんの一員としての自覚を持ち、次に示す指針を十分理解した上で日々の業務に従事します。

1. お客様に関する事項

製品サービスの高度な安全性と適正な販売活動でお客様の満足と信頼を獲得します。

(ア) 製品の品質・安全性確保

- ① 製品の開発・製造に当たっては常に品質と安全性に留意し、関連する法令や社内規定・手続きを遵守します。
- ② 製品の品質と安全性は独立した検査部門が客観的な検査を行います。
- ③ 品質・安全性に問題が生じた場合には直ちに状況を確認の上、関係部署に連絡し、お客様に迅速・適切に対応します。
- ④ 品質・安全性に問題が生じた原因究明を行い、対応策を社内で広く共有し再発防止に努めます。

(イ) 取引条件（納期、価格等）の確認と遵守

- ① 取引条件はお客様と適切に締結し契約書に明記します。
- ② 取引条件に変更がある場合には速やかに変更契約書を締結します。
- ③ 取引条件についてお客様との間で問題が生じた場合には直ちに関係部署に連絡し、お客様に迅速・適切に対応します。
- ④ 取引条件に問題が生じた原因究明を行い、対応策を社内で共有し再発防止に努めます。

(ウ) 独占禁止法の遵守

- ① いかなる競争状況や経済環境下にあっても、カルテルや入札談合、不当廉売等の独占禁止法に違反する行為は行いません。
- ② 独占禁止法に反する可能性や疑念があるときには上司或いは関連部署に必ず相談します。

(エ) 接待・贈答の適切性確保

- ① 社会通念を逸脱した接待・贈答は行わず、公正かつ透明な取引関係を構築します。

2. 取引先に関する事項

全ての取引先と公平な関係を築き、公正、透明、自由な市場競争を行います

(ア) 公平な取引関係の構築

- ① 外注取引先、協力会社とは公平・公正な取引ルールを尊重し、契約等に従った誠実な取引を行います。
- ② 下請法を遵守し、優越的地位の濫用に繋がる行為は行いません。

(イ) 取引の透明性の確保

- ① 社会通念を逸脱した接待・贈答は受けず、公正かつ透明な取引関係を構築します。

3. 株主・投資家に関する事項

企業情報を積極的かつ公正に開示し、株主・投資家との信頼関係を築きます。

(ア) 適正な会計処理

- ① 公正で透明性の高い経営を行うために、企業会計原則や社内手続きに従い適切な会計処理を行います。

(イ) インサイダー取引の防止

- ① 自社や取引先に関する重要内部情報を取得した場合にはその情報が正式に公表されるまではこれらの企業の株式の売買は行いません。

(ウ) 知的財産権の保護

- ① コンピューターソフトの無断複製や文書等の著作権の無断使用など、他者が所有する知的財産権を侵害する行為は行いません。

(エ) 個人・顧客情報の保護

- ① 業務上知り得た顧客情報・個人情報については適切に保護し、外部に漏洩させません。

(オ) 企業秘密の管理

- ① 企業秘密は厳重に管理し、無断で社外に開示したり、業務以外の目的で使用したりしません。

4. 従業員に関する事項

人格、個性、多様性を尊重し、安全で働きやすい環境を確保し、創造性を最大限に発揮できる企業風土を築きます。

(ア) 職場の安全と衛生の確保

- ① 関連する法令を理解し、安全と衛生の確保のために職場環境の整備を行います。
- ② 職場の安全・衛生確保のために定められた日常の確認・点検作業を漏れなく確実に実行します。
- ③ 職場の安全・衛生に問題が生じたときには原因究明を行い、対応策を社内で広く共有し再発防止に努めます。

(イ) 従業員の健康状態の維持

- ① 上司は勤務日、勤務時間を把握し、従業員の心身の健康状態を常に留意します。
- ② 勤務状況や職場環境による心身の健康障害発生の防止と発生時の迅速な対応に努めます。
- ③ 受動喫煙防止の徹底や温度管理、騒音抑制など作業・業務環境の改善を推進します。

(ウ) ハラスメント・差別待遇の禁止

- ① 国籍、性別、年齢、信条、社会的身分、健康状態、障がいの有無及び職種や雇用形態の違いなどによって差別的な取り扱いを行いません。
- ② セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど個人の尊厳を傷つけたり業務遂行を阻害したりする行為は行いません。
- ③ 差別やハラスメントに直面したり、見聞きしたりした場合には自分だけで抱え込まず上司或いは内部通報窓口に報告します。

(エ) 就業規則の遵守

- ① 従業員は就業規則を遵守し、定められた禁止事項、規則に反する不正行為は一切行いません。

5. 社会・環境に関する事項

社会貢献活動や環境問題に積極的に取り組み、社会の一員としての責任を果たします。

(ア) 社会貢献活動

- ① 地域社会と共に歩む良き企業市民としての役割を自覚し、社会貢献活動に積極的に取り組みます。

(イ) 環境保全

- ① 生産、輸送、営業の他、事業全般における環境負荷を常に意識し、その軽減に努めます。

(ウ) 関連業法の遵守

- ① 関連業法を認識・理解し遵守します。
- ② 関連業法の改正の有無を都度確認します。

(エ) 政治との健全な関係保持

- ① 政治献金や団体への寄付は政治資金規正法・公職選挙法を遵守して行います。
- ② 政治との癒着を疑われるような行為を厳に慎み、健全で透明な関係を構築します。

(オ) 反社会的勢力との関係拒絶

- ① 反社会的勢力とは一切関係しません。不当な要求があっても全て拒絶します。
- ② 反社会的勢力と関係のある会社とは取引を行いません。

2023 年 4 月 13 日制定